

## 就業構造基本調査にご協力ください

就業構造基本調査は、国が実施する調査のうち、統計法で特に重要なものとされる「基幹統計調査」として、5年に1度実施される調査です。

### 調査の目的

正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることです。

### 対象世帯

統計理論に基づく方法によって、全国から無作為に抽出された約54万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）です。本町では、約190世帯が対象です。

### 調査日

10月1日現在

### 調査事項

全ての人	男女の別、出生の年月など
普段仕事をしている人	雇用契約期間、仕事内容など
普段仕事をしていない人	就業希望の有無、希望する職種など

### 調査の流れ

9月下旬から調査員が訪問し、調査票の配布、記入の依頼を行います。回答は紙での提出の他、インターネット・スマートフォンでも可能です。

集められた調査票は集計され、集計結果はインターネットで公表される他、テレビ・新聞などでも発表されます。



調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

☎ 企画財政課 復興企画係 286-3223  
県統計調査課 333-2179

## 犬を飼う人・飼っている人へ

### 犬の登録

飼い始めた日（生後90日以内の場合、90日を経過した日）から30日以内に登録申請をしてください。登録は、その犬の生涯に1度だけで、手数料3,000円が必要です。

### 狂犬病予防注射

生後91日以上飼っている犬には、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。



### 登録事項の変更

#### ①益城町に転入した場合

前登録地の鑑札と狂犬病予防注射済票を持って、益城町（住民課 環境衛生係）で手続きしてください。

#### ②益城町から転出する場合

益城町での手続きは必要ありません。益城町から交付されている鑑札と狂犬病予防注射済票を持って、転出先の市区町村で手続きをしてください。

#### ③飼い犬が死亡した場合

窓口か電話で届け出てください。

#### ④犬を譲り受けた場合

登録済みの犬を譲り受ける場合は、鑑札と狂犬病予防注射済票も一緒に受け取り、登録事項変更の手続きをしてください。登録がない場合には、新規登録の届け出をお願いします。

☎ 住民課 環境衛生係 289-8077